

第8回環境社会配慮審査会

日時 平成18年 10月 23日(月) 15:00 ~ 17:15

場所 JICA本部11階テレビ会議室、JICA兵庫テレビ会議室

出席委員 (敬称省略)

委員	石田 健一	東京大学 海洋研究所 海洋生命科学部門助手
委員	織田 由紀子	日本赤十字九州国際看護大学 教授
委員	菊地 邦雄	法政大学 人間環境学部 教授
委員	小林 正興	大阪府環境情報センター 企画総務課企画総括 主査
委員	田中 奈美	神戸芸術工科大学デザイン 学部環境・建築デザイン学科 助教授
委員	長畑 誠	いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク 代表
委員	中村 玲子	ラムサールセンター 事務局長
委員	中山 幹康	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授
委員	野村 徹	日本シンガポール石油化学株式会社 代表取締役
委員	長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部 人間環境学科 教授
委員	原嶋 洋平	拓殖大学 国際開発学部 助教授
委員	平山 義康	大東文化大学 環境創造学部 教授
委員	真崎 克彦	清泉女子大学 地球市民学科 助教授
委員長	村山 武彦	早稲田大学 理工学部複合領域 教授

欠席委員

委員	田中 充	法政大学 社会学部及び政策科学研究科 教授
委員	藤倉 良	法政大学 人間環境学部 教授
委員	藤崎 成昭	日本貿易振興機構アジア経済研究所 新領域研究センター 次長
委員	柳内 龍二	個人コンサルタント

事務局

木下 俊夫	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部次長 兼 ジェンダー・環境社会配慮審査グループ長
渡辺 泰介	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム長
比嘉 勇也	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム

委員・事務局以外の発言者

木藤 耕一	独立行政法人国際協力機構 無償資金協力部 業務第一グループ運輸交通・電力チーム長
小柳 桂泉	独立行政法人国際協力機構 無償資金協力部 業務第一グループ運輸交通・電力チーム
田中 研一	独立行政法人国際協力機構 国際協力専門員
臼井 寛二	独立行政法人国際協力機構 アジア地域支援事務所 広域企画調査員
佐井 茂	株式会社 日本開発サービス
田辺 有輝	環境・持続社会研究センター

渡辺 それでは、時間となりましたので、環境社会配慮審査会を始めさせていただきたいと思います。

本日は、まず議題の1番ですけれども、委員の改選に伴いまして、委員長、それから副委員長2名の選任をお願いしたいと考えております。委員長、副委員長ですけれども、委員の互選で選出するということになっておりますので、委員の皆様から、自薦またはご推薦をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

長谷川委員 1つ質問させてください。これはAグループ、Bグループそれぞれにそういった人を置くということですか。

渡辺 Aグループ、Bグループは、個別の案件の答申の際にグループ分けさせていただいておるだけですので、Aグループ、Bグループの中で例えば副委員長が入ってなければいけないとか、そういうものはございません。ですので、Aグループ、Bグループは関係なく、委員全員の中から委員長と副委員長2名の選出をお願いしたいと考えております。

長谷川委員 委員長を、前回のこともありますので、できれば、お慣れになっている村山先生にお願いできればとは思うのでございますけれども。

村山委員 前回のことは白紙の状態ぜひご検討いただきたいと思うんですが、もしどうしてもという皆さんの声が大きければ再検討させていただきますけれども、余り前回までのことはお考えにならずにご検討いただければと思います。

渡辺 今、村山先生の方から、余り前回までのことは考えずに、しかし、どうしてもということであればというお話がありました。

木下 自分でやりますという人はいませんか。

織田委員 村山先生にぜひお願いできたらと思います。

木下 じゃ村山先生、どうでしょうか。忙しいというところは皆さん同じだと思いますし、前回のとりまとめを発表された経験を皆さん非常に評価しておられて、もう一度、2期ぐらいまではというのが強いのかなあという気もしますけれども、どうでしょうか。

村山委員 もし委員の方々の総意がそういうことであれば、お引き受けさせていただきたいと思います。

(拍手承認)

木下 それじゃそういうことでお願いできればと思いますので。事務局が選んだわけでも何でもなく、根回しも一切してません。

渡辺 それでは、委員長を村山先生にお引き受けいただくことになります。それから、さらに副委員長2名、ご推薦等をお願いいたします。

長谷川委員 村山先生を名指した責任もございますので、もしよろしければ、私、副委員長1名の分を引き受けさせていただきたい。もちろん委員の方がよろしければということですが。

渡辺 皆様、よろしいでしょうか。

(拍手承認)

渡辺 それでは、拍手多数で、長谷川先生をお願いいたします。あともう一人、自薦、ご推薦をお願いいたします。

石田委員 自然系の方から、菊地先生、いかがでしょうか。

木下 いいですか。

菊地委員 はい。

(拍手承認)

木下 ありがとうございます。

渡辺 では、もう一名の副委員長は菊地先生ということで、拍手多数で選出されました。どうもありがとうございます。

基本的には委員長に議事をお願いしますが、委員長がご欠席の場合に議事進行を副委

員長にお願いするということで考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

村山先生、早速お願いしてもよろしいですか。 それでは、ここから議事進行は村山委員長にお願いしたいと思います。

村山委員長 それでは、引き続き委員長をさせていただくことになりました。よろしくお願いいいたします。

それでは、第2号議案ですが、ネパール国のシンズリ道路建設計画の答申案協議に入りたいと思います。まず、事務局よりコメントをいただいたものについて整理していただいておりますので、それについて簡単にご説明をお願いいいたします。

比嘉 事務局の比嘉の方からご説明させていただきます。

まず、今回お配りしてあります資料につきましては、担当委員の皆様、また担当以外の方からもコメントいただいておりますので、それをこちらの方で並べてあります。一応整理しやすいようにということで、こちらの判断である程度共通項がありそうと思われる項目を並べてありますので、本日、場合によっては、2つ出ているコメントを1つにまとめるということもあり得るかと思ひますし、あとは、逆に、一つのコメントの中に2つくらい課題が入っているので分けるということもあり得るかと思ひます。そのような形で、最終的にどのようにとりまとめていただくかということをお協議していただきまして、その後、こちらでまた答申案という形で皆様にメールを送らせていただいて、またご意見をいただきながらとりまとめていきたいと思ひます。

最初に事務局からの提案とコメントについてご説明させていただきたいのですが、お配りしております紙の上の方にあります（事務局からの提案・コメント）というところで、まず1点は、今回、諮問の対象となります資料というのが、これはJICAがつくった資料ではなくて、ネパール側が作成したEIA報告書ということになりますので、その点をはっきりさせるという点で、答申文では、例えば、「ネパール側EIA報告書では」という形の表記を行ってはいかがかと思ひます。

また2番目で、ネパール側のEIA報告書の記載に関するコメントにつきましては、今後実施予定の基本設計調査、または予備調査をやる場合にはその予備調査などでの提案とするのかということについて整理が必要かと思ひますので、いろいろご指摘いただきました課題につきまして、今後こういう点は確認しておいた方がよいというようなことがありましたら強調しておいていただきたいと思ひます。

ではよろしくお願いいたします。

村山委員長 どうもありがとうございました。内容の説明は特にはないということでもよろしいですか。 わかりました。ということで、きょうはコメントという形で整理していただいています。それぞれご意見をご確認いただいた上で、追加の質問なり、あるいは追加の意見なりありましたら、ぜひこの際お出しいただければと思います。担当の課題部の方からもご出席をいただいていますので、かなり詳しい質問についてもお出しいただければお答えいただけると思います。よろしくお願いいたします。

小柳 先に、私ども無償部の方からよろしいでしょうか。

まず、我々のメンバーを紹介させていただきたいと思います。先般、2日の説明会のときにお会いできなかった委員の方もいらっしゃるようですので、ちょっと重なることをご容赦いただいた上で、改めて我々スタッフのメンバーを紹介させていただきたいと思います。

まず、私の左隣、日本開発サービスの佐井茂さんです。今回のネパール側が実施したE I Aレポートの分析等、インハウスコンサルタントという形で契約させていただきまして、いろいろ資料作成の補助とか当たっていただきました。それから、私の右隣、私の上司ですけれども、無償部の運輸交通電力チーム長の木藤です。

あと、後ろの方に座っているのですけれども、2人ほど紹介させていただきます。J I C Aの国際協力専門員の田中です。J I C Aのアジア地域支援事務所に配属になっております臼井です。田中と臼井は、我々、側面アドバイザーということで、いろいろ今回の審査会の準備に対してアドバイスをいただいてまして、本日も出席させてますので、後ほど、場合によっては彼らの方から、コメントに対する回答とか、そういう場面があるかもしれません。

それから、きょう、委員の方々皆様に審査会委員の方からの質問というペーパーが配られていると思います。右肩に10月17日と書いてあります。そこで、事業部からの回答というのがゴシック体で入ってますけれども、その中で幾つか、「ネパール事務所を通じて確認中」というのがございます。実を申し上げますと、この17日より後に、私どもJ I C Aネパール事務所から回答がまいりましたので、先にそれを説明させていただきます。

それと、話していて、自分の自己紹介を忘れていたことに気がつきました。無償資金協力部運輸交通電力チームの小柳と申します。よろしくお願いいたします。

では、質問の方で、若干私らの方から追加で回答させていただきます。まず2番ですね。原嶋先生のコメントで、第1工区と第4工区で環境管理計画が策定されたかということですがけれど

も、策定されておられません。というのは、先日の説明会でも申し上げましたように、第1工区、第4工区は、ネパールの環境法令の成立より前に基本設計調査が実施されたということで、EIA自体が実施されておられません。よって、環境管理計画も実施されておられません。それから、めくっていただいて6番、織田先生のご質問ですけれども、住民説明会に非識字者、小作人がどれくらい出席していたのか不明であるということだったのですけれども、こちらも、確認したのですけれども、残念ながら、当日そういうデータをとっておりませんでした。よって、今回お答えできないということで、次回以降、また住民説明会を実施する予定ですので、そういうときに、これら非識字者、小作人のデータをとるように、ネパール側に意見具申したいと思えます。ただ、1つ、データとしましては、今回のEIA、社会環境調査も自然環境調査も、基本的には、両側200メートルずつ、合計400メートル、仮の線形の中心から400メートルの幅で実施しましたが、わかっているだけで4名ほどの小作人がいたようだとということです。これは社会環境調査の結果で、4名ほどの小作人がいたようだと。ただ、その方々が9月17日の住民説明会に出たかどうかは、申しわけないですが、フォローしておりませんでした。それから最後、8番です。長畑先生のご質問だったのですけれども、これは植林について、補償植林がどこに実施されるのかというご質問でした。まず政府林 政府が所有する林ですね の場合は、地区の森林局、地区の事務所というのがございますので、そこの助言に基づいて、基本的には政府林の中というか、若干土地がやせたような劣化地、英語でdegraded landと呼んでいるようでも、そこに植林することを計画しております。それからコミュニティフォレストの方は、同じくコミュニティフォレストの中に植林する予定です。こちらは樹木密度が低いところ、もしくは劣化地、こちらもdegraded landと呼んでいるのですが、そちらの方に植林する予定です。わかっているのはここまでです。今後は、どのような手続で、例えば実施主体とか予算措置、工程ですね、こういった植林計画というのを、今後もまだ調査を我々引き続き行いますので、そこで確認する必要があると考えております。

以上が我々からの質問に対する補足回答です。

村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今の委員の方々からの質問に対する回答、これを含めて、もう少し詳しく知りたいたく、あるいは意見があるという場合はぜひこの機会にお出しをいただきたいと思えます。

まず、質問についての回答の確認についてはいかがでしょうか。

織田委員 私の質問につきましては、十分にお答えいただいたと思えます。

村山委員長 ほかの委員はいかがでしょうか。きょうご出席の委員でいくと、菊地委員はいかがでしょうか。よろしいですか。

菊地委員 はい。

村山委員長 あとは、原嶋委員、よろしいですか。

原嶋委員 はい。

村山委員長 あとはご欠席の方ですかね。ご質問については、この程度でよければ、コメント案について、答申案にまとめるに当たっての協議をさせていただきたいと思います。全部で9ページで、37項目にわたってコメントをいただいております。これまでは各委員の方々から個別にコメントをいただいた上で、先ほども事務局からありましたように、かなり似通ったものがあれば1つにして、最終の答申案ということでまとめていくと。さらに、委員の間で少し意見が異なるような場合については、その点を少し協議していただいたりしてきたと思います。あくまでこれまでのやり方ですので、今後は新しいやり方でやって構わないと思いますが、余り項目が多いということも、これから事業に反映していただくに当たって適切な長さというものもあるかもしれませんので、その点も考慮いただいた上でご検討いただければと思っています。いかがでしょうか。きょう欠席の委員の方がわりといらっしゃるようなので、私もきょう初めてこれを拝見しているものですから、どのような形でまとめればいいのか、残り時間がない状況なので難しいところなんですけれども。

長谷川委員 最初にJICA事務局の方からコメントとしておっしゃったこの四角の中の2つ目の点ですけれども、実施予定の基本設計調査での対応を提案するかどうかということなんですが、つまり、ここに出ている我々のコメントでどれを採用するかと、そういう意味でございませうかね。それとも対応の時期が基本設計の時期なのか、あるいは、ほかに何か機会があって、そちらへと。どういう意味合いでございませうかね。

比嘉 基本的には、これは今後の過程において確認すべきこと、あるいはぜひとも調査しておくべきことというのがありましたら、それを我々としても特に重点を置いて検討していきたいと思っております。実際は、この後基本設計調査に移るという計画ではあるのですが、その前に予備調査を行うという選択肢も検討はしている段階であります。

小柳 私ばかりしゃべって申しわけないですが、今ちょっと今後の進め方の件について言及がありましたので、先に私の方から説明させていただきます。

今月の2日の説明会の後、先生方から質問、コメントをいただきまして、それを踏まえまし

て、我々、無償部の中で、今後の進め方というのをちょっと相談してきました。まだ正式な決定ではないんですけども、今後、基本設計調査からダイレクトに入るか、予備調査という前段階から入るべきか、まだ考えているところですが、少なくとも、いずれにせよ、現地調査は2回、それからこの環境社会配慮審査会への報告も2回させていただくことになるのかなと考えております。

それぞれの調査の内容がどういうものかを考えているのかというのをご説明いたします。1回目の現地調査が、今回、仮の線形で実施しましたので、もう一回現場をみて、それから1,000分の1スケールの地形図のデータというのが既にありますので、その1,000分の1スケールの地形図データをもって現場を確認しつつ、道路線形を決めていくと。なおかつ、対象住民ですね。EIAレポートの中では155世帯という数字も出ていましたが、用地確保を必要とされる対象住民から、用地確保に係る基本合意を形成しながら道路線形を確定させていく作業がございます。それとともに、道路線形が確定する過程で、幾つか、EIAのアップデートというふうに先日ご説明した内容ですね、自然環境調査、社会環境調査を補足することがございます。それらをこの1回目の現地調査でやる予定です。もう一回繰り返しますと、基本合意の形成と、それに伴って道路線形を確定させる、それに伴う追加の環境調査、ここまでを1回目の現地調査及びその後の国内解析調査で行うということを考えております。1回目の現地調査と国内解析が終わった段階で道路線形が固まりますので、その後、2回目の現地調査ではもう少し詳しい、これはテクニカルな面になるのですが、道路の中心線測量とか、詳しい道路の縦断線形とか、あと排水工とかの附帯構造物の設計をメインとすると。あとは、ネパール側の方で、この作業と並行しまして、補償パッケージに係る合意形成をしていくという作業がございます。この詳しい基本計画の策定と補償パッケージの合意が形成された段階でドラフトレポートという形でとりまとめまして、現地に行ってネパール政府に対して説明するというのを考えております。それで、先ほど、私、2回、審査会に報告させていただくと申し上げかけたのは、1回目の現地調査及び国内解析が終わった段階と、それから2回目の現地調査と国内解析が終わった段階、2回目の報告はドラフトレポート説明の直前になるかと思いますが、そういうことを考えていたんですけども、いつ報告させていただくのが適切かということについては引き続き検討させてください。いずれにせよ、現地調査2回というようなステップを考えております。

渡辺 あと、若干、長谷川先生のご質問に補足させていただきますと、今申し上げましたように、次に基本設計調査のステップを予定しておりますので、今回答申としていただいたご意

見につきましては、基本設計調査に反映させるということを想定しております。ただし、きょうの資料でいただいたコメントの中で、ネパール側 E I A 報告書の記載についてのコメントがあるのですけれども、ネパール側 E I A 報告書そのものはもうでき上がってしまっているものですから、こちらでコメントして直すというものではございませんので、例えば37番のコメントのようなものを答申の中に入れるのかどうかは、このまま入れるべきなのか、ないしは入れないというふうにするのか、あるいは、ご趣旨としてはこういうことをやってくれということなので、少し表現を変えて入れるようにするのか、その辺の整理がきょうお願いしたいという点でございます。

村山委員長 以上のような前提で議論する必要があるということですね。それで、私、内容を完全にフォローできてないのですけれども、一つ一つみていただいて話を進めたいと思います。

まず1番の藤崎委員からのコメントですが、これは全体に関するコメントということで、この審査会のスタンスを書かれているという理解でよろしいですかね。ですから、きょう、藤崎委員、いらっしゃってないのですが、あえて入れる必要があるのかどうかというところはちょっと感じますね。

比嘉 では事務局の方から、ご意見を伺いたいのですけれども、今こちらに並んで書かせていただいております1番と2番、田中委員の方からのコメントにつきまして、1番の方では、今回の諮問の目的を非常にわかりやすくまとめていただいておりますので、これと2番目の全体的なご意見を一つにまとめるという形ではいかがでしょうか。

村山委員長 それで、2番については、田中委員の方から、「大きなそごは認められず、是認される内容である」というような全体的な判断が含まれていると思います。こういった内容で2つをまとめて表記をするという事務局からのご提案だと思いますが、そういった形でよろしいでしょうか。まだ是認する必要はないというご意見があればぜひお出しいただいて、特にそうでなければこの形でまとめてみたいと思いますが、よろしいでしょうか。

長谷川委員 今の判断は、ほかの先のコメントがございませぬ。そちらでシビアなものがないければこの結論に至っていいと思うんですが、最初にそちらをやったらどうでしょうかね。

村山委員長 わかりました。じゃ一応この2つについてはまとめるという方向で、その内容、表現については、全体をみた上でまた判断をいただきたいと思います。

それでは次に3番、4番、5番ですね。ここが路線計画及び工法に関する内容です。ちょっ

とご説明を簡単にいただけますでしょうか。

比嘉 3番目の方につきましては、これは建設ルート of 道路幅について触れられておりますが、現時点では線形がはっきりとは定まっていないという点で、やや広めに設定して調べているということです。その中で重要な要素については改めて道路幅などの具体的な内容が確定した時点で予測評価を行い、必要に応じて緩和策の強化、見直しを行うべきであるというご意見になっております。4番目の方、これはこの地形自体が非常に急峻な山岳地帯でありますので、慎重な路線計画と方法が望まれる。恐らくこれはトンネルや橋梁などのオプションについても検討するというような部分もあるのかと思われまます。5番目につきましても、これも線形についてですが、最終的な線形について、その決定について審査会が関与することが望ましいというご意見を原嶋委員の方からいただいております。

村山委員長 ありがとうございます。以上のような内容で3つ、特に路線計画、工法についていただいておりますが、ほかの委員の方から、この点についていかがでしょうか。このような内容でまとめていかどうかですね。

原嶋委員 5番については、これは特に答申に記載するという必要はないと思います。こういう問題点を書かせていただくということと、多分、何回か関与させていただくということになると思いますので、それについて確認させていただきたいと思います。

村山委員長 5番の審査会の関与の時期については、こういう形で進めさせていただけるということによろしいですね。

小柳 では無償部の方から若干、コメントに対する、私ども、ちょっと用意した意見というのもございますので。

まず3番の田中先生からの、今後の予測評価、あるいは緩和策の見直し等については、これも線形が確定した段階ですね、ですから、先ほどの私の説明でいいますと第1次の現地調査と国内解析という段階になると思いますが、そこでネパールの道路局が見直しを行って、E I Aのアップデート版に反映させる予定でございます。それから、4番飛ばしまして、5番の方も、できる限り審査会へ報告させていただきたいとは思ってまして、回数についてはいろいろと意見もあるようですので、また検討させていただきますが、情報提供はあらゆる限りさせていただきたいと考えております。

それから4番の方ですね。トンネルとか橋梁とか、菊地先生からご意見いただいておりますけれども、内容の方は、基本設計調査の方で、施設計画、施工計画、考えることになりまますけれど

も、既に第1工区、第2、第4工区の実績をみますと、トンネルとかそういったものはまず考えられないだろうなと。山肌に張りつくような道路が可能性高いと考えております。

あと、橋梁は全くないわけではなくて、ほかの工区でも幾つかはあります。これは川を渡るところも何カ所かありますので、そういうところは、本当に何カ所かという数ですけども、橋梁の方はございます。そういったものが第3工区でも想定されます。

渡辺 補足しますと、次の審査会のご意見を伺うタイミングなんですけれども、無償資金協力の場合、一般的には、基本設計調査のドラフトファイナルレポートができた段階で、審査会への報告という形を考えております。したがって、今回やっておりますような諮問答申ということではなくて、審査会の会議の場でレポートの案の内容を説明させていただいて、その場でコメントをいただくというような形を考えております。

村山委員長 ということ、手続上、報告という形で審査会が関与するという形になってますので、そういう意味では、原嶋委員ご提案のように、あえてここで答申に含める必要はないかもしれないということですね。ご提案いただいているご自身からの提案ですので、じゃ5については答申案には含めず、こういうご意見があったということで承っておくということにさせていただきます。3、4、5についてはそのような形でよろしいでしょうか。

それでは、次、自然環境への影響ですね。6、7、8、これについて、事業部の方から、もし何かコメントがあればお願いいたします。

小柳 まず6番と7番ですね。これはもう一度再評価すべきというような趣旨のコメントかと思いましたので、これもEIAのアップデート時に再調査並びに再評価したいと考えております。それから8番の補償植林の方は、先ほど冒頭、質問に対する回答ということで説明させていただきましたので、そこは場所については省かせていただきます。

ただ、木が生育する見通しはあるのかという藤倉先生のコメントもありまして、これも過去の工区を参考に、既存の植物相に影響を与えないような生育の可能性の高い樹木を選んで植林することになるんだろうなと考えております。いずれにせよ、これもEIAのアップデートのときに再評価したいと考えております。

村山委員長 ありがとうございます。ここについてはいかがでしょうか。

原嶋委員 確認させていただきます。今おっしゃった、これは前のコメントに対するお話もそうですけれども、先ほど、今後の手順として、予備調査をして基本設計調査をされるということですけども、今おっしゃったEIAのアップデートというアクションと基本設計調査と

ということとは同一なのかどうか。私の以前させていただいた質問に対しては、基本設計調査は多分 JICA さんが主体と伺ってまして、EIA のアップデートについてはネパール側の主体で、かつ、法律的にというよりはむしろ自発的に行われるだろうという想定で動いていらっしゃるわけですが、基本設計調査に対する注文と EIA のアップデートに対する注文ということの 2 つ、整理される必要があるのではないかと思料します。

小柳 ありがとうございます。今、原嶋先生のおっしゃるように、基本的には EIA のアップデート等の作業はネパール側が行うこととなりますけれども、ただ、その一方で、例えば今回のように、答申をいただきまして追加の環境調査でこういうことを盛り込むべきというような内容も出てくるかと思しますので、そういったことを我々日本側がネパール側にも伝えて提言しないとけません。

それで、第 1 次の現地調査のときに日本人の環境担当のコンサルタントもつけようと考えています。そこで、審査会の答申結果をレビューして、ネパール側の環境担当者、あるいは環境ローカルコンサルタント等と協議の場をもって、日本側の JICA の環境審査会でこういう答申があったので、アップデートするときにはこういうことを考慮してもらえないかとネパール側に対して助言、提言する予定でございます。ですから、確かに EIA のアップデート作業そのものはネパール側ですが、その前段階として、ネパール側へ提言というのは基本設計調査中の TOR というふうに考えております。

村山委員長 ほかにはいかがでしょう。きょうは藤倉委員はご欠席ですね。文言が質問の形になっているので、これは表現を修正いただいた上で答申案という形にさせていただこうと思います。8 番ですね。

それでは、次のセクションに移りたいと思います。社会・経済への影響。ここはコンストラクションステージとオペレーショナルステージの 2 つに分かれているということですね。この点については何かコメントありますでしょうか。

小柳 まず、9 番、10 番ともに織田先生からコメントいただいたものでありまして、これに対する回答というわけではないんですけれども、ネパール事務所を通じて、現段階でのネパール側の意向を取り急ぎ聞いてきたんですけれども、まず 9 番ですね。小作人に対する補償ということですが、ちょっと話細かくなってきますけれども、前提として、土地がオーナーと小作人の双方で保有されている場合は、土地の販売というか、お金によって政府に売却するにはオーナーと小作人の双方の同意が必要であるということで、販売価格は折半して、土地のオーナ

ーと小作人、折半というのはそれぞれ50%ずつ、販売利益というんですかね、収入を得るとい
うことです。仮にどちらか一方の同意が得られない場合は土地の販売はできないということ
を聞いております。それから、中には土地のオーナーが不在であると。これは小作人が占拠して
いるという状況になるかと思うんですけれども、そういう場合は販売収入は得られないとい
うことです。ただ、小作人に対しては1年分の収穫量相当の補償を考えているということを知
ております。

あと、またややこしいんですけども、土地の権利書をもたないオーナーというのがいる場
合には、土地に対する補償はないと。ただし、家屋が既に建てられている場合には、家屋の補
償を受けることができるということを知っております。

それから織田先生の10番のご意見、いろいろと施工中にsocial disharmonyということが懸念
されるということで、こちらはE I Aのアップデート時に見直すことになるんですが、ただ、
我々の見解としては、対象地域がかなり地方部でありますので、ギャンプルとか飲酒とか売春、
そういった影響は極めて限定的だと思われま。いずれにせよ、E I Aのアップデートのとき
にはもう一度再評価したいと考えております。

織田委員 ご丁寧なご説明ありがとうございました。特に土地の所有の有無に関する、既に
いろんなご方針があるということにつきましてはわかりましたので、もしそういうことがある
のであれば、何度も書く必要はありません。ただ、この文書からではそのことが読み取れな
かったものですから。コメントではなく「質問」とするべきだったのかもしれない。また、コ
メントと質問の分け方がよく理解できておりませんもので。

それからもう一つの、今度は10番にかかわるところですけども、こちらの方ではオペレー
ショナルな段階でいろんなタイプのsocial disharmonyのことが書かれていましたけれども、そ
のようなsocial disharmonyはコンストラクションのステージでも起こるのではないかというの
が私の指摘だったわけです。今のご説明ですと、田舎の方だから余りそういうことないのでは
ないかということだったのですが、多分、これを読んでいると、一時的に労働者が大量にそう
いう地域に入ってくることから起こる問題ということを何度も言及されていたもので、ああそ
れならばコンストラクション段階でのdisharmonyを考えておく必要があると思ったわけな
ので

ですから、田舎だから起こらないというよりも、1つは、日本でもそうですが、そういう田舎
で土地の買い上げなどにより、大量の、それまでにはないお金が流入することから起こりうると

いう問題、それから、外から多くの人が入ってくるということから起こりうる問題、その人たちは地元の人ではないわけですから、いろんなことが起こるということは考えられます。ですから、道路はできたわ、でも、人心は荒廃したとか、コミュニティが非常にまずい状態になってしまったというようなことが起こらないようにすることは必要だと思います。そのことを道路のプロジェクトに、どういうふうに入れ込むのがよいのか分からないのですが、次の社会基本調査のときに、何かそういうことを防ぐための芽のようなものがあるかどうか調べていただくといいと思うんですが。例えば、後の方にも出てくるんですが、ただ単に、オーソリティをもった人たちに聞いて、そういうことは起こらないようにします、大丈夫です、と言われて、ああそうですかということだけではなくて。例えば、この地域に既にNGOがあるとか書いてありましたよね。そういうところと連携しながら、多少でもそういうことの予防的措置がとれるのかどうか、また、みんなにそういう問題に関し啓発活動をしてくれるところがあるのかどうか、そういうことを、調査で明らかにしていただければよいし、そのような調査をすることが、一つの啓発活動になるのではないかと思います。

小柳 ありがとうございます。NGOの活動強化とか、そういったコメントはたしかほかの先生のコメントにもまた後ほど出てくるかと思うんですけども、今後は現地調査、ネパール側がやるんですけども、道路線形を確定させる段階で住民説明会は何度もやることになると思いますので、そういうところで、NGOの関係者、あるいは地区の代表者、地区の代表者に限らず住民ですね、住民の方々に広く呼びかけて、このプロジェクトのプラスの面をアピールすることはもちろんだと思いますけれども、こういった負の影響を決して隠すことなく説明して、予防的措置を住民に取り組んでいただきたいというような啓蒙を促すことも大切かと考えております。

比嘉 事務局の方から確認させていただきたいのですが、この9番のコメントの補償についての部分で、一応今、小作人に対する補償が制度としてはあるという回答はあったんですが、このコメントはいかがいたしましょう。答申文案を作成する際に。

織田委員 どう考えたらいいんでしょう。今の段階では、私はこれ以上、追加してコメントしたいということはないんですが、こういう説明がありました、はい了解しましたということ、お互いに確認したらそれでいいのか、そういう懸念がだされたことをどこかに書き記しておいた方がいいのか、その辺りの判断がよくわからないのですが。

村山委員長 今の点についてはこれまでの審査会でもたびたび議論になるところで、なかなか

か区分けが難しいところがあるんですが、私なりに考えているのは、事実関係のお互いの理解の行き違いで、不必要な答申を出すというのは余り適当ではないのではないかと考えています。

ただ、事実関係をお互いに共有した上でなお意見がある場合については、答申の中に含めるべきだ。これはお互いに意見が違って、あえて、それはやはり審査会として意見を出すべきだと思っているんですね。そういう意味で、今の説明をお聞きになった上で、なおやはり意見を出しておいた方がいいと思われるのであれば、それは含めて構わないと思いますが。

織田委員 わかりました。後ほど、パブリックヒアリングにいろんな方の参加を求めるところで、関連する問題が出てくると思いますので、このところではもうこれ以上結構です。

村山委員長 結構ですというのは？

織田委員 コメントに含めなくても結構です。

村山委員長 わかりました。じゃ9番についてはここでは特に取り上げないということで。最終案については、この部分、別のところも含めて趣旨は反映するという形にさせていただきたいと思います。

あと、10番については今コメントがあったと思いますが、11番、12番については、このような形でよろしいですか。

野村委員 10番、11番、12番それぞれなんですけど、ここのコメントの趣旨として、コンストラクションステージでの問題オペレーショナルステージでの問題に分ける形でコメントがされているんですけども、今のこのコメントにおいてでもまだ、コンストラクションステージとオペレーショナルステージの部分で分け切れてはいない。つまり、例えばオペレーショナルステージのところにはHIV/AIDSの危険というのが書かれているわけですけども、これはコンストラクションステージでも起こり得る問題ですね。あるいは、オペレーショナルステージで指摘されている非分解性廃棄物、プラスチックごみ、これも工場の建設期間中でも発生するおそれは十分にあるわけですね。ですから、このところをコンストラクションステージとオペレーショナルステージでもう一整理した上で、コンストラクションステージで工事を行う業者なりがきちんと労務管理なり、あるいは現場管理をすることで防げる問題であれば、それは建設業者に対してきっちりとした指示、インストラクション、契約書の中でそういうことをきちんと決めればいい。ただ、完成後の話については別の問題があって、多分2つの観点があるのかなと思ってまして、1つは、事業の効果なり負の効果みたいなものをどう把握するのかという点で事業の効果を、特に社会的な影響を後になって調べようとする、現状がわかってないと比

べようがないものですから、仮に売春がこの地域で大きな問題であるとすれば、それは現状どのぐらいの売春が発生しているのかを調べなければいけない。ただ、現時点で余り問題になってないということであれば、調査する項目として取り上げなくてもいいと思います。ただ、12番のように、学校教育の格差を助長してしまうということについては、現在どれだけ女性が学校に通っているのか、道路が完成した後どういう影響が出ているのかというのは調べやすいと思います。ですから、事業の効果という観点で、どういう項目を挙げておくのか、あるいは現時点で調べておかないと事後的に比較ができない項目を整理する必要があるかと。ただ、さらにいうと、このコメントの中には、換金作物みたいな項目もあって、多分、食料自給率だとか、あるいは自給自足的な生活が崩れていくというご観点かと思うんですが、このあたりは非常に測定が難しいですし評価も難しいと思います。換金作物に頼ってしまう、あるいは自給率が減るということ自体がプラスなのかマイナスなのか、非常に評価が難しい。その辺は無償資金協力部の方で何が取り上げ得る指標なのかというのを事前に整理しておいて、事後評価の段階で役立てるのが精一杯かと思います。

若干これに関連していえば、交通安全だとか廃棄物の問題も挙げられているんですが、この事業では運転手の休憩所とかそういったものというのは計画されているんでしょうか。さらにいうと、事業効果をさらに上げるという意味では、地域沿線の人たちが道路を利用して収入を上げられるような、道の駅みたいなものが整備される可能性があるのか。前者の休憩所みたいなものができれば、ドライバーも休めるし、トイレだとか、あるいはごみなんかを道端にぼんぼん捨てるのではなくて、休憩所でごみをまとめて捨ててもらい、で回収するという対策もとれる。あるいは、道の駅みたいなもので地域コミュニティを動員できるのであれば、所得の向上みたいなものにも役に立つ。事業効果を上げるうえですね。

村山委員長 ありがとうございます。それでは、最後の部分についてご質問があったと思いますので、もし現時点でおわかりになればお答えいただければと思います。

小柳 道の駅とか、あるいは休憩所ですか、今のところは考えておりません。と申し上げますのは、無償資金協力、必要最小限のコンポーネントでというのを原理原則にしておりますので、途中に集落が点在してますので、仮に全く休むところがない道が100キロとか続くのであれば話は別だったのかもしれませんが、30キロの中に集落がたまに点在しているというところなので、そういうところが休憩所にもなるし、トイレとかごみとかのポイントにもなるのかなと考えてます。もちろん、現場をこれからみないと、決して今私が申し上げていることは最終結

論ではないんですけども、過去の工区等もみながら考えると、そういったコンポーネントが含まれる可能性は低いのではないかなと考えております。

長谷川委員 1つ質問、それからもう一つ、提案があります。

織田委員のコメントはもっともなものだと思うんですが、1つ目の質問で、10番目ですね。このページの一番下、「その影響はinsignificantとしているが、その根拠を伺いたい」というあたり、この質問に対してどうなっているのかということが質問ですね。

それから11番目です。ほかの委員の方からもあったんですが、ここにある項目というのは、影響予測、それから評価の段階では非常に難しい項目が多いと思うんですね。だからといってここを全部外してしまうというのは余りにももったいなくて、この部分は、例えばモニタリング項目の中でのなるべく配慮しましょうということで提案させてもらったらどうかなと思います。

村山委員長 ありがとうございます。最初の部分の、10番の一番下にある「根拠を伺いたい」という点については、ある程度先ほどのコメントでご説明いただいたかと思いますが、もしもう少しあればお願いいたします。

小柳 おっしゃるとおりで、まず地方部でこういった影響がないだろうと考えられることと、あとは、私が把握している限りでは、実際に過去の工区ですね、1工区、4工区、あと2工区の一部も今供用開始してますけれども、ギャンプルとか、そういった問題が顕在化しているということは承知しておりませんので、それも含めて、このE I Aを実施したローカルコンサルタントがinsignificantと評価したと考えております。

村山委員長 今までいただいたご意見、いろいろとありましたが、1つは、11番で織田委員がお書きになっている項目については、時系列にみて、オペレーショナルに限るものではないというご意見がありました。私も確かにそういうふうに思いますので、織田委員の方でそのあたり少し整理をいただいて、こういった項目を生かしながら、時系列の中でどのように位置づけるかということですね。その上で、先ほど長谷川委員からありましたように、モニタリングも含めて、現状確認からモニタリング、どういう形でやっていくのかというようなところをちょっと再整理をしていただいて、改めてご提案いただけますでしょうか。この場で固めるというのは大変難しいと思いますので、恐らくメール上で、そのあたり、最終的に確認していくということになりますが、非常に重要な点ですので、ぜひよろしくお願いいたします。

織田委員 ちょっと一言だけよろしいですか。

村山委員長 はい。

織田委員 本日にいろいろありがとうございました。何か思いつきで並べたみたいでお恥ずかしいです。実はこのオペレーショナルで特に私が強調したかったことは、今までの工事ですと、第何工区というふうに全体の一部だったんですが、今回の工区の開通によって全線が開通するので、その効果のはかり方も、今までのような、第何工区の効果というだけでは十分ではないのではないか、カトマンズなどの都市とつながってしまうということを考えなければいけないのではないかということを強調したかったことがあります。

E I Aでは、今までと同じような一工区の影響だけしかみていらっしやらないように思ったので、そういう視点をぜひもつことが大事ではないかと思っております。

村山委員長 特に今の点、供用後ですね。全線開通した後の効果、プラスマイナス両方含めてですね。わかりました。じゃそのあたり、ぜひ整理をしていただいて、ご提案をいただければと思います。

今の点で、ほかに何かございますでしょうか。もしないようでしたら、次のパブリック・コンサルテーションについて議論をしていきたいと思っております。ここは14から18にまたがっていますが、この点について何かコメントございますでしょうか。

小柳 では簡単に、1つずつ回答させていただきます。今の時点の我々の見解ですね。13番ですね。より積極的な情報公開ですか、こちらは今後も住民説明会を行いますので、これはネパール側の方に、こういうことを留意して住民説明会の開催等を検討するように提案したいと考えております。

それから14番ですけれども、先般、臼井の方がスライドで別途説明申し上げましたように、基本的には事前に関係者に対するリーフレット配付、あるいは説明等は適切になされていたと我々は考えております。説明会の11日前には招待状発送、あと一般の住民には5日前には各戸訪問してリーフレット配付。これも配付して終わりではなくて、その場で説明もしております。それから開催日等も、土曜日の11時。11時という時間がみそでして、早過ぎず遅過ぎず、やや遠い人でも来ていただいて日のあるうちに帰ることができるというように設定しております。ですから、そのあたりは現時点では適切な方法であったのではないかと考えております。あと、説明会に参加した小作人とかの割合等については、冒頭申し上げましたように、データをとってなかったもので、次回以降は留意したいと考えております。

それから15番の原嶋先生のご質問なんですが、こちら、回答者の所得別の分布というのはちょっとデータとっておりません。ただしというわけではないんですが、社会環境調査の結果

ということで、E I Aレポートの4 26ページには対象世帯の所得分布というものが記載されております。

それから16番ですけれども、こちらの方も今後の住民説明会等で留意するようにネパール側に申し上げますということですが、基本的には、織田先生のコメントの最後の方にある道路建設の影響やメリット、デメリットに対する情報提供とか非識字者への配慮という点ですが、まず非識字者に対しては、決してパンフレットの投げっぱなしじゃなくて、説明はしておりますので、今後ももちろん留意するというコメントにかえさせていただきたいと思っております。

あとは、今回あくまでも仮の線形ですので、線形が決まった後、道路建設の影響というのをもう一度再評価して住民には説明する必要があるかと考えております。

それから17番の説明会の開催回数ですが、果たして32キロの沿線で何カ所がいいかというのは、明確な回答はないんですが、ネパール側が今後実施することになりますので、可能であればふやすというのを提案するのもしかりかなと考えております。

それから18番、女性の関与というご質問かと承知しますが、例えば用地に対する補償決定、各戸2名が原則で、うち1名は女性が原則となっております、そういうあたり、女性に対する一定の配慮はされているのではないかと考えております。

住民説明会当日に女性の参加が1割ぐらいしかないという点については、どのような改善方法がいいのかというのはなかなか難しいところがあると思うんですが、こちらは引き続き考えなければいけない点かと思っております。

村山委員長 ありがとうございます。それでは、13から18、このあたりで追加のご意見、ご質問がございますでしょうか。

石田委員 まず17番がやはり気になるんですが、回数だけじゃなくて、集まってくる住民数ですね。9月25日も私このことを質問したと思うんですが、参加人数は196人で、1回やっているわけですね。一番遠くからは数名が参加のみということで、オペレーションが万単位にいるということなので、若干参加人数が少ないような気がしますし、1回限りのチャンスだと、いろんな農民の行事なり都合で参加できない人もいますので、これをもって代表しているとはとても考えられないので、これからもし相手方に申し上げることが可能であれば、そこら辺も強く申し入れていただきたいなと感じています。

だから、そこは思想の問題なんですけれども、何人がいれば代表してやったことになるとい

うアライヴづくりでいいのか、それとも、もう少しそのパーセンテージをふやすという思想にするのかというこちら側の姿勢の問題であるのかなとも考えています。

小柳 もし臼井さん、よかったら……。住民説明会に参加してますので。

臼井 1年前に実施されたステークホルダー協議について、私も出席しているいろいろ考えたことがあるんですけども、少なくとも何回やればいいのかという問題ではないと思います。要するに、貧しい人とか社会的に弱い立場の人をどのように意思決定プロセスに参加させるかが重要で、そのための一つの方法としてステークホルダー協議があるという訳ですね。ですから、ステークホルダー協議さえやればいいのかという問題ではないと、私どもは考えております。では、ほかにどういった方法があるかと。

私たちが提案した一つの方法として、実際にコンサルタントの方が一軒一軒訪問して説明を申し上げたということはやっております。要するに識字率が、男性でも4割、女性だったら3割くらいという地域ですから、当然、パンフレット等で説明しただけでは不十分になってしまいう訳ですね。もう一つは、カーストの問題があると思います。やはり弱い立場の人ですから、ステークホルダー協議をやって、そこで意見を言えるかどうかという問題があるんだと思います。いろんな人が見ている前でそういった社会的に弱い立場の人が意見をいえるかどうか、そういった問題もあるので、一軒一軒、住民の家屋を訪問して説明申し上げるということはやってきたし、これからもやっていくと考えています。

石田委員 その点、非常に考え方としては、聞いた限りにおいては納得できる部分もあるんですが、そうすると今度は、戸別訪問するときの態度としてだとか、コンサルタントの質だとかやり方、すべてにかかわってきますので、そこら辺をどう考えていくのかということが大きな課題になると思います。

村山委員長 ありがとうございます。コメントを出された原嶋委員は何かございますか。よろしいですか。

織田委員 ちょっと今の点で確認していいですか。

村山委員長 どうぞ。

織田委員 読み間違ったのかもしれないですが、戸別訪問ではステークホルダー協議会がありますよということの告知をなさただけで、そうして集まってきた人たちが協議した、要するに協議の内容はそこに来た人がしたので、戸別訪問でいるんな、こういう問題があり得ますよ、ということの説明したのではないと理解していたんですが、違ってましたか。

白井 告知を行った地域もあるんですけども、遠方の地域ですと、その会議自体に参加することが難しいですので、こういった影響があるかとか、そういったことは説明したということです。

織田委員 わかりました。

村山委員長 今のご議論で、一般の市民の意見についてはステークホルダー協議だけではないと。その他も含めてさまざまな方法があるので、その点について充実をお願いしたいというのが多分委員の方々のご意見だろうと思います。そういう意味で、最終的に答申案をまとめる段階で、少し原嶋委員にはそのあたりも考慮いただいた上で再提案をいただければと思います。具体的には、戸別訪問ということをかなり充実されたという意見がありましたので、その場合の留意点も含めてさらに少しご検討いただければと思います。

そのほか、パブリック・コンサルテーションについて。

渡辺 事務局からの確認で、14番の藤崎委員のコメントなんですけれども、きょうご欠席でするので、内容的に説明ないしはE I Aレポートへの所感的な中身になってますので、答申でどうされたいのかをちょっと個別に確認させていただきたいと思っています。

それから15番は、答申に入れた方がよろしいのかどうか、ご意見を伺いたいんですが。

原嶋委員 関連で幾つか。1つは、15番については、既に先ほどいただいておりますので、これについては特にコメントとしては入れる必要はないという考えです。

もう一点、確認なんですけれども、全体としてコメントに共通しているのは、やはり回数ではないことは事実でありますし、審査会としても、何回やればクリアだとか、そういう明確な判断基準は今のところもっていませんけれども、全体としてまだ不十分だろうとか、あるいはもう少しやるべきだろうという意見が共通してあると思うんですね。これについては、どなたが主体になるかちょっと定かではありませんけれども、ステークホルダーミーティングに類するもの、あるいはそれに代替するものは今後も引き続き展開する、実施するという前提でリクエストしてもよろしいでしょうか。

小柳 ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。まだ引き続き現地調査、我々、実施いたします。そのときに、ネパール側と環境調査のTOR、あるいは住民説明会のTOR、実施方法等について協議しますので、皆様からいただいたコメントをそういうときに説明して、なるべく可能な限り反映させた環境調査とか住民説明会を実施するように申し入れたと考えております。

村山委員長　　ということですので、可能であればではなくて、可能な限りぜひお願いしたいというのが多分委員の方々のご意見だと思います。多分、この中では17番のご意見が近いと思いますので、原嶋委員、そのあたりを含めて修正案をぜひ出していただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次の土地収用・住民移転について、19番から24番まででしょうか。少しコメントがありましたらお話をいただければと思います。

小柳　　まず19番ですけれども、過去の工区における訴訟等の行動が起こされた事実はないかということですが、このコメントをいただいてから、急ぎ、私どものネパール事務所を通じて道路局に聞いたんですけれども、ですから、第三者の意見ではないということ前置きした上で、道路局からのコメントでは、全くそういう問題が起こったことはない。全くというのは、訴訟とかそういったことが起こったことはございませんということです。

それで、一部、土地の登記、地目変更漏れでトラブルが発生したことがある。それはどういうことかという、実際には、もともと森林や荒地であったものを耕地や果樹園に変更して使っていたんですけれども、地目の変更がされていなかったために、土地の評価額が低かった。森林や荒地であれば評価額が低いですからね。それで住民から文句があったので、そこは実際に当時使われていた果樹園や耕地に地目変更することで、土地の登記を速やかに再登記させることでその問題は解決したということ聞いております。

いずれにせよ、文章による、例えば土地の事務所、あるいは裁判所への抗議というのは行われたことがありませんという説明でした。それで、基本的に、ほとんどの土地の地権者は、用地全部を道路用地として提供させられるということではなくて、ほんの一部、保有する土地の一部が道路建設用地として買収されているということです。平均的な数字として、ほとんどの地権者が800坪ほど、面積2,500平米ほどの土地を所有しているので、その一部が道路がかかったという程度で済んでいるということ聞いております。

以上が道路局からのヒアリングでして、第三者による住民移転、用地確保後のモニタリングというのは過去行っておりませんので、モニタリングを今回は実施するように申し入れすることは可能だと思いますし、そうしたいと考えております。

それから20番ですね。土地買い上げ代金の支払いなんですけれども、まず用地に関する支払いは土地を取得するときに一括で支払われるということです。それから家屋の補償ですけれども、取り壊しの前に50%、取り壊し後に50%ということです。なぜ半分ずつかという、過去

の経験で、取り壊しの前に家屋補償費を全部払ってしまうと、お金だけ受け取ってなかなか壊してくれないということなので、壊した後に半分支払っているということだそうです。あとは、農地に関して作物補償というのもございまして、こちらは地区の農業事務所が評価を行って、その後、用地取得が完了した後に支払われております。

21番ですけれども、不在地主の件で、これは全くご指摘のとおりだと思ひまして、不在地主の意見聴取というのは、今回、E I Aでは約100世帯、不在地主、やっておりますので、E I AをアップデートするときにはT O Rに含めるようにネパール側に申し入れたいと考えております。

続きまして22番です。女性だけを集めた住民説明会の実施をご提言いただいておりますが、これもネパール側に申し入れてみようと思ひます。ただ、本当にそのとおりやるかどうか、そこは正直、不透明なところがあります。まずは、土地の提供に対して、意思決定権を有する人に対して説明することが必要なんだろうなと。先ほど申し上げましたが、1家族、最低2人ですか、うち女性1名含むということなので、女性も意思決定権含んでいるじゃないかというご指摘ももちろんありかと思ひますけれども、まずは意思決定権を有する人に対して説明することを考えて、その後、女性だけに対する情報提供というのは引き続き検討して、ネパール側と一緒に考えてみたいと思ひております。

次いで23番、移転計画の策定で、これは全くおっしゃるとおりで、ネパールに限らず、どの国でも、住民移転が発生する場合は移転計画を作成しなければいけませんので、可能な限り、移転の方法、予算措置とか実施時期、そういったことを書いた移転計画というのを策定するように申し入れたいと思ひます。

あと、155という数字は、大分繰り返し説明しているのですが、これはマックスという数字でお考えいただきたいなと考えております。実際は、道路幅、あるいは住民移転は避ける線形確定を心がけますので、これよりは少ない数字になると考えております。続いて24番、Ribbon Settlementsですか、既存のR T O、未舗装道に張りついた家の移転に関することですが、これはなかなか難しい問題だと思ひます。難しいというのは考え方が難しいということですが、住民からは既存の道をなるべく有効に活用してほしいという意見があります。その一方で、それに住居が張りついているというのも明確な事実でありますので、住民移転を避けるという意味では迂回ルートを検討するのが有力かなと思ひますが、ここは今後の現地調査で、まず我々が現場を生目の目でみるということと、移転に係る合意形成の状況を見て、いい妥協点

を探りたいと考えています。今後の大きな留意事項の一つで整理させてください。

村山委員長 ありがとうございます。それでは、この点について、特にいかがでしょうか。

原嶋委員 ちょっと確認ですけれども、Ribbon Settlements、この中にはいわゆるインフォーマルな人たちを含んでいるのでしょうか。

小柳 それに関する情報はまだ現時点で把握しておりません。今後確認させてください。

田辺 オブザーバーのJACSESの田辺と申します。

2点ほど質問したい。1点目は、こちらの回答に、ネパール土地収用法に基づいて補償額を働きかける予定はないということをJICAの方で検討されている一方、過去に補償額が実際の価格より低かったとある。再取得価格がこのネパール法で定められているのかどうかということも1点確認したいと思います。この点に関しては、カンボジアの国道1号線等でいろいろ問題になっていることでもありますし、ぜひちょっと検討いただきたい点だと思っております。

2点目は、先ほどの説明の中で、土地権がない、土地の保証書がない人に対しては補償がないというような回答だったかと思いますが、これも、世界銀行の非自発的移転政策等だと、土地権のない人であっても、適切な補償をするという基準がある。したがって、JICAとしては、これらの国際基準等と照らし合わせて、ガイドラインの中で適切に検討されてはいかがかと思えます。

佐井 日本開発サービスの佐井です。

1つ目のご質問、ちょっと私理解できなかつたので、もう一度お願いします。

田辺 再取得価格での補償というのが補償方法としてございまして、つまり、住民が現在の市場での価格ではなくて、その土地を再度取得するときにかかるコストを適切に計算して補償するというような方法がありますが、そういった補償がネパール法の土地収用法で定められているのかどうかということをお聞きしたい。

佐井 とにかく、それはネパールの現法ではないですね。それで答えになってますか。

田辺 JICAとしても、特に今後そういったことを求めていく方針はないと。

佐井 それは次の質問と関連と思うので。要するに土地の権利をもたない人間に対しても補償するのだと。これはそういう意味ではインターナショナルプラクティスというご意見ですよ。世銀もそうですし、ADBもそうですね。それをJICAというか、日本政府としてどう取り扱っていくかというのは、私、個人的には答えられないので答えてもらいますけれども、とにかく現状では、ネパールの法律では土地の権利をもたない者に対しては補償しないという

ことになってます。

あと、私もネパールはそれほど詳しくないですけども、ネパール政府としては、ドナーの意向によって運用してますよね。ですから、例えばワールドバンク、要するにドナーがしっかりしたイニシアティブをとって、そういう補償をなささいという場合はやっているようですね。ですから、そういう意味では、ネパールの法律でないので一切ないということではなしに、可能性としては十分できることだし、実際、実績もあるようなので、そのあたりはJICAさんなり外務省なりの意向がどうなのかなということ。これ以降はJICAさんの方でお答え願うと。

小柳 質問に対する回答書をお読みいただいて、基本的には、そこに書いてございますように、現時点でJICAとして補償額を引き上げることは考えておりません。書いてあるのでもういいませんが、ほかの工区とか、基本的にはネパールがやることですので、その動向を見守りたいなと考えております。

さりとて、ないといったら、余りいいかげんなことをいってはいけませんが、大きな問題になった場合については、佐井さんもちらっとおっしゃっていましたが、何らかの方法を、これは無償資金協力ですので、JICAというよりは外務省にも相談しないといけないかもしれないですね。ただ、現時点では、まずはネパール側による手続の動向を見守りたいと考えております。

田中専門員 JICA専門員の田中です。少し補足のコメントをさせていただきたいと思えます。先ほどから議論になっております土地収用、住民移転、それからステークホルダー協議、こういったところが次のステージに入るときに非常に重要だということは、私たち関係者、そのように思っております。

それで、再取得価格のお話が出ましたけれども、これはカンボジアの国道1号線で既にもう、そこでどれぐらいの人たちがいるというのがはっきり決まった後で今議論になっているんですが、今回、このシンズリの道路の場合にはこれから道路線形を決めていくという段階に入りますので、恐らくそういったところの議論の中で、できるだけ不必要なセットバック、後ろにずれたり、あるいはわざわざ人のたくさんいるところを突っ切っていくというようにしないような形でのステークホルダー協議になっていくのではないかと考えております。

先ほど説明がございましたけれども、155世帯から恐らく減るだろうということも、今回、次の段階ではとても重要なポイントだと思っています。これにつきましては、ネパール側のカウ

ンターパートの皆さんと十分 JICA も議論をした上で私たちも支援を続けていきたいと思っています。

ただ、ここで非常に私たち考えていくべきことは、日本の例えば山岳道路をつくるような場合に、そこに反政府の武装集団がいるかといったら、日本ではないですね。ところが、ネパールのこの現地ではいわゆる反政府ゲリラの人たちのいるようなゾーンもあるんですね。そういう中で住民集会も開いていかなきゃいけない。そしてそういった人たちの意見も聞きながらやるというのは、結構、私たち日本人ではなかなかわからないようなところもございます。実際にこの仕事をするのはカウンターパート、それから現地のコンサルタントの人たちが仕事をして、それを日本のスタディチーム、あるいは JICA 関係者も含めまして手伝うということですので、そういった事情も勘案しながら、次のステージではできるだけそういった移転の交渉がこじれないようにするような形のスタンスをとっていければよろしいのではないかと考えています。なかなか簡単ではないと思いますけれども、国道 1 号線、カンボジアの経験も同じ無償部が今一生懸命やっていますので、その経験はこの次の段階に反映させていけると考えております。

村山委員長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問等ありますでしょうか。

織田委員 確認してもよろしいですか。22番で書いたことなんですが、ファイナルレポートでは、先ほどからおっしゃっているように、補償を受ける人は男性と、もう 1 人は女性であることが望ましいということが書いてあるんですが、この EIA のファイナルレポートに書いてあるということは、ネパール政府はそれを進めるということを確認しているというわけですね。

小柳 はい、基本的にそのとおりです。今後はそれが実際に実施されるようなメカニズム、例えば組織とか予算とかモニタリング方法というのは、我々、また現地調査で乗り込んだときに確認したいと考えてます。

織田委員 ぜひお願いしたいと思います。

それからもう一つ、そのときに、当の女性の方が、自分はそういう権利があるんだということを知っているのかどうかというのが大事じゃないかと思うんです。政府にその気があったとしても、当の女性がそのことを知らなければクレームすることもできないでしょうし、また家族の中の誰か一人の人が知っていても、例えば夫が知っていても、女性にそういうことを言わないかもしれないということがありますので、もしこのようなことが決まりとされるのであれば、それが当事者に伝わるようなメカニズムはどうなっているのかということも、ぜひ今後の

調査項目に入れていただきたいと思います。

小柳 はい。確かにおっしゃるとおり、本当に女性が、自分が意思決定権者であることを知っているかどうかは、確かに、今いわれて、私もはっと思うところがありますので、確認いたします。

村山委員長 そのほかいかがでしょうか。

先ほどのコメントでいきますと、20番の藤倉委員のコメントについては、もしかすると答申案まで含める必要はないかもしれないですね。そのあたり、後日また委員に確認した上でまとめていきたいと思います。もしほかにないようでしたら、次のセクションに移りたいと思います。

次が環境社会影響及び回避・緩和策の分析・評価ということで、25番から30番まで。ここについてコメントありましたらよろしくお願いたします。

小柳 まず25番ですね。不法伐採の監視・管理等に対する住民組織の能力強化ということで、確かに大変ありがたいご意見だと思います。それで、このプロジェクトはネパールの道路局というところが実施主体ですけれども、あとは環境科学技術省、あと森林関係ですと森林地質保全省というところも関係省庁でございますので、それら3省と共同とか、あるいは側面支援を受けながら住民組織の能力強化を図ることが必要であるということネパール側に説明したいと思います。続きまして26番、マイナスインパクトの発生の可能性なんですけれども、マイナスのインパクト、発生させないようなものが緩和策なんですけれども、全く発生させない、ゼロにすることが可能か。特にここに書いてあるポーターの収入とか、土壌侵食、洪水等、なかなか絶対に防げますと断言することが難しい項目があるのも正直なところで、基本的に、マイナスのインパクトの可能性を隠すことはいけないだろうなと思いますので、今後、住民説明会の場等で、プラスのインパクトも説明すると同時に、なるべくマイナスのインパクトの可能性も説明した上で、それが発生しないように、住民の意識づけ、あるいは啓蒙活動、そういったことをネパール政府が行うことも必要ではないかと考えております。そういった住民への意識づけ等をネパール政府に働きかけたいと考えております。

それから27番ですけれども、こちらはE I A レポートの書きぶりに関するご指摘かなと解釈しました。それで、ご指摘のテーブル6.17、これは緩和策実施前、もしくは実施後、どちらの評価かということで、答えとしては実施前の評価がお答えでございます。

ただ、この章、もう一度私も読み直したところ、テーブル6.17の前にネガティブインパクトを説明してまして、そのすぐ後に影響緩和策を記載しているのです、このテーブル6.17が緩和策

実施後のインパクトと誤解される可能性があるかなと思いますので、ここはアップデート版では誤解を与えないように、テーブル6.17に注釈をつけるように申し入れたいと考えております。続きまして28番、こちらは環境管理計画ですね。対策が多過ぎるのではないかとということで、必要な対策、もしくは優先度、それら事項をアップデート版では記述するように申し入れたいと考えております。

それから29番、E I Aレポートに載ってました経済評価、お金に反映させた評価、これの活用方法ですけれども、改めて私どももE I Aレポートを読んだんですけれども、長谷川委員がご指摘の、環境の内部化とか、あるいは経済と環境の調和とか、そこまで踏み込んだものではなくて、ただ単に森林消失に伴う土壌侵食とか、炭素固定機能の低下とか、交通量増加に伴う環境汚染とか、そういったものを試算しているのではないかなと。概略的に、経済的に試算したら幾らかということをここで試算したのではないかと。それ以後の活用方法については、E I Aレポートでは具体的には述べられていないのは事実だと思います。今後、調査した際に、この活用方法とか、ちょっとネパール側に聞いてみたいと考えております。

それから30番、地域開発を本件に含めることの可能性ですが、ちょっと難しいというか、今回の道路建設計画と地域開発、直接的に結びつくことはなかなか難しいのではないかと思います。幸い、住民説明会も今後何度か開く予定ですので、本件のプラスのインパクト、プラスの効果というのを説明して、住民の理解を得ていく。必要に応じて、それが住民組織の能力強化につながればいいなと考えております。

村山委員長 ありがとうございます。それでは、このセクションについていかがでしょうか。

長谷川委員 対応の説明、ありがとうございました。基本的にはそういう対応の方向で、ぜひアップデートのときによろしくお願ひしたいと思います。

参考までというか、予測をして、それに基づいて評価をするのですけれども、よく我々ごまかされてしまうのは、対策あるときの評価予測結果と、そのようなちょっとマイナス面が出てくるので、それじゃ対策を行いましたというときの予測と、あるいは評価結果というのがあって、対策を何かやりますよという前の予測結果は、このテーブルにあるように、わりかしどの方がやっても出てくるんですけれども、そこでマイナス面が出るので、それじゃ対策をこういふふうにやりましたと。その場合、それじゃ対策やったときの予測結果はどうであって、それは満足すべきものかどうかという評価まで至ってないんですね。いつの間にか、とにかくメジ

ヤー、カウンターメジャーを列記して、で、ごまかしてしまうみたいなのがどうも、日本もそうなんですけれども、あって、そこでちょっと私判然としなかったものですからこういう書き方をさせてもらったんですけれども。といいますのは、対策をやって、懸念されるこういう影響がこのくらい緩和されたり、評価としてはこのくらいのレベルにまで下がるという結果になったというふうなところにもっていかないと、どのくらいの規模で対策をやったらいいいのかとか、どの辺まで対象区域にしたらいいいのかとか、それからほかのコメントにもつながるんですけれども、今度はモニタリング計画をつくったりしたときに、じゃその対策にあわせてどこをチェックしていきましょうかというところまで広がっていかないと思うんですよ。そういう意味で、ちょっと中途半端というか、これはこの案件だけじゃないんでしょうけれども、そんなことをちょっと述べさせてもらいました。

それから29番、まさにおっしゃるように、ここは試算しただけということなんですね。試算しただけなら、要らないんじゃないかと思うんです。極端にいいますと。私、ここは余り触れたくないんですけれども、ガイドラインにこういうことをできる限りやりなさいと書いてあるものですから、もしここまで一生懸命、コンサルの方、ネパール側でやったとすれば、それじゃこれは今後の見通しとしてとか、何か位置づけを書いたりしておく、これからほかの案件も含めて発展性が出てくると思うんですよ。お飾りで置いておいてももったいな過ぎて、ちょっと将来のほかの案件も考えながら書かせていただきました。

村山委員長 それでは、27番については、先ほど回答がありましたので、じゃ回答を受けた形でやや表現を修正していただいた方がいいかもしれないですね。ほかにいかがでしょうか。

もしないようでしたら、ここはそのような形で進めたいと思います。

佐井 今、長谷川委員の方から、ネガティブインパクトに対する評価、それから予測に関して、あいまいやというコメントがあったんですけれども、そのコメントの扱いはどうなるんですか。別にきっちりしたレスポンスなくてもいいんですか。一つの先生のコメントだということでもいいですか。難しいですよ、返事するの。非常に難しいです。

長谷川委員 ですから、EIAのアップデートのときに、こういう対策をとりましたと。だから影響が少なくなるという、その対策後の評価を、難しいんでしょうけれども、できればそこまで踏み込んでやってほしいということなんですね。

佐井 今先生おっしゃっているのは、結局、ミティゲーションメジャーのイフェクティブネスに関する議論を入れなさいということですね。

長谷川委員　そうですね。

佐井　ですから、ミティゲーションメジャーやったら、100%クリアになる場合もあるやろう。それで、これやったら3割ぐらい軽減。そのイフェクティブネスについて予測しなさいということですね。

長谷川委員　そうですね。

佐井　それは、ミティゲーションメジャーを策定したときにそこまで予測しなさいということですね。

長谷川委員　そうですね。

佐井　それはなかなか難しいですね。

長谷川委員　難しいかもしれませんがね。

佐井　私、そんなE I Aレポート余りみたことないので、だから、逆に先生の方から技術的な何かご提案が、こういうふうにしてイフェクティブネスについてチェックしなさいと。もうちょっと踏み込めば、100%クリアにならないようなミティゲーションメジャー出してもしゃあないよと、そういうことですよ。

長谷川委員　まあ、厳密に言えばそうですね。

佐井　現状ではやっぱり、いわゆる環境管理計画の中でミティゲーションメジャーを提案して、それで、その提案した後の評価はしてませんけれども、いわゆる環境モニタリングの中で、実際ミティゲーションメジャーがイフェクティブであったかどうかというのを確認すると、そういう流れですよ。

長谷川委員　言い方を変えてしまいますと、今おっしゃったように、非常に難しいと思うんですよ。対策についてのイフェクティブネスというのはね。ですから、難しいといいながら、それで足りているようなメジャーの扱いというか。正確にいうと、この対策は提案したけれども、どれだけ効果があって、本当にミティゲーションに結びつくか、なかなか不明だと。だからこそ、それについてはモニタリングの項目を引き出して、モニタリング計画として作り出したというストーリーが欲しいんですよ。そのストーリー的なところがやっぱりわからないならわからないのレベルでやっておく必要があるかなと思って。ちょっと重箱の隅をつつくような議論かもしれませんがね。

佐井　ですから、技術的に、何かこういうふうにやったらどうやと、そういうご提案が欲しいなと思います。具体的にね。ストーリーと聞いても、私個人は経験もないのでわからないん

ですよね。実際、緩和対策に対するイフェクティブネスがどの程度だからとかというのは非常に難しいなあと。だから、今回、先生のコメントをコメントとして受け取るだけでいいのか、具体的に何か返しなさいといわれたら、私、一応サポートしているもので、そこら辺自信がないので、だから、先生の方にちょっとお助け願いたいなど。

長谷川委員 正直いって、私も技術的にどうかといわれたら、やはり頭を悩ましますけれども.....

佐井 次の段階にいけば、これは定量的にせんとあかんと思うんですね。今先生おっしゃっていることをやろうと思えば、定量的にメジャーせなあかん。

長谷川委員 定性的でも、ある程度よろしいかと思うんですね。というのは、メジャーを含んでどうだという評価がある程度あるのかなと思って読んだんですけども、例えばこの6 2 3ページのテーブルの前については、これは点数を引っ張ってきて、こうだあだといって、インシグニフィカントか、あるいはシグニフィカント、いってますよね。これはメジャーをやる前にこうだということで、その後パツとみると、今度、107 1ページからいきなり保全計画に入ってしまうんですよ。ですから、定量的にはなかなか難しいだろうとは思いますが、次に管理計画、あるいはモニタリング計画に行く際に、何か総合評価というんですかね、対策を含めた総合評価というんですか、その部分が、定性的な説明でもいいですから。

佐井 緩和策の総合評価のイフェクティブネスに関する評価をなさいと。

長谷川委員 そうですね。定性的ということでもいいかと思うんですけども。

村山委員長 今の点は27番に関するコメントに関連することだと思うんですね。それで、先ほど申し上げたのは、対策前か対策後どちらかということがクリアになったわけですから、それを受けて、長谷川委員の方で改めてこの点のコメントについて検討してほしいというふうに申し上げたつもりです。その中に、先ほどご指摘があった対策後の効果についても恐らくコメントがあると思いますので、その点についてぜひ含めた方がいいのかなと思いますね。

個人的には、物理的な対策については、ものによってはかなり定量的にやれるものがあると思うんですね。例えば大気汚染とか騒音とかはある程度やれるのではないかと思うんですね。ただ、なかなかそこまでできないものも確かにあるので、恐らく考え方としてそういうものが必要だろうと。ものによっては定量的にできるかもしれないし、定性的にならざるを得ないかもしれないと、そういうようなことだと思いますけれども。

佐井 私の立場として、一応確認だけさせてもらわないと。聞きましたよだけでよければいい

いんですけれども、何かまた返さないためかなど。念のために。失礼しました。

村山委員長 ありがとうございます。それでは、この点、もしよろしければ次にいかせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、30番まで来ましたので、次、31番、これは1つだけですので、次の環境管理計画も含めてコメント、もしありましたらお願いしたいと思います。

小柳 31番、文化施設ですね。この間の説明会でもたしかご意見ちょうだいしまして、E I Aレポートにも載ってますので、移転や撤去の可能性について、アップデート版に記述することとします。

それから32番の環境管理計画ですね。E M Uについてご提言いただいています。Environmental Management Unitについては、それがしっかり機能するように、我々も今後フォローする必要があるかと思います。それで、設立時期、今のところのネパール側の説明では、工事が始まる直前に設立予定と聞いてますけれども、時期とか予算確保方法等について、今後フォローしたいと考えております。

村山委員長 それでは、この点、いかがでしょうか。

原嶋委員 E M Pになりますが、別表の質問事項の資料の中で、第1区、第2区、第4区について環境管理計画が策定されているかということについて、策定されてないと承知しています。全体で150キロですね。この中で30キロが今回ターゲットになるわけですが、環境管理計画を150キロの道路の中で30キロだけ実施するというのは実効性からみると危ういような印象をもっています。わかりやすくいえば、東京から静岡の道路で、御殿場と沼津だけ環境管理計画をつくるようなものでありますので、この環境管理計画はターゲットとしてどの範囲を考えていらっしゃるのか、念のために確認したいんですけれども。

佐井 区間は今回の30キロ分です。

原嶋委員 それで、全体として予定している効果が定性的にも期待できるのでしょうか。

佐井 どういう意味ですか。

佐井 それは我々内部でも議論はしたんですね。今回みたいなケースは非常に特殊だと思うんですよ。道路自体は150キロだけれども、E I Aは、今回スコープとしては30キロ、第3工区のE I Aをやっているわけで、その中の主要なコンポーネントである環境管理計画があると。今先生がおっしゃっている、150キロに対してどうするんだという話は、私としては1つちょっと整理しておいた方が、別に整理しておいた方がいいと思うんですね。

というのは、環境管理計画というのは、結局、施工前、施工中、それから施工後の環境管理どうするんやという話ですね。第1工区と第4工区はもう工事が終わっているわけですね。ですから、それに対しては何やるべきかというのは、事業の効果がどうやったんやとか、その一部で環境面も入ってくるかなと思いますけれども、ここでいう環境管理計画というのはあくまでも工事中、施工前の土地収用も含めてですね。3つのフェーズの自然環境と社会環境にどんな問題点があるので、どういうミティゲーションメジャー入れなさいと。それに対してモニタリングで実効性があったかどうかというのを確認するというので、1つ、これは完結したものとしてみないと、ここで余り150キロに分散してしまうと、ほかの工区に関しては、それは予測もくそも、もう工事でき上がっているわけで、そのあたりは逆に、アディショナルなリクワイアメントとして、1つ、別途、小規模なスタディをやってくれとか、それはどっちかという、私、個人的には、JICAというか、日本サイドでやるべきなのかもしれない。いわゆる事業の効果として果たしてF Sの段階で予測したことが本当にそうやったかと。例えばいわゆる需要予測とか交通予測、あれが正しかったかどうかというのは、今回つながってしまうと、はっきり出てくるわけですね。それと同じようなレベルの話だと思うわけです。ですから、今回の第3工区に関する環境管理計画というのは、完結したもので考えたら私はいいと思います。それで、事業評価に関しては何かまだ別なスキームがあるんでしょう。

小柳 ええ。一応JICAの基本設計調査の妥当性、あとは、無償の場合、本体は外務省の業務になりますので、外務省がプロジェクト完了後に事後評価というのをやってます。ですから、原理原則でいうと、第3工区だけの評価というのは将来やることになるんでしょうけれども、そこで、この第3工区が最後の工区で、全線開通させる最後の道路であったということで、道路全体に対する評価というのをやってもいいんじゃないかなとは考えていて、そこは、やりますと今我々答える権限もないんですけれども、前向きに検討してみるように、周りとも相談してみたいと思ってます。

野村委員 環境管理計画の話については、確かに佐井さんがおっしゃられるような側面があって、この32キロの環境管理計画を150キロに拡大して考えていくということは余り現実的ではないというのはよくわかります。ただ一方で、特に公害系、騒音だとか大気汚染だとか、そういったものについては、環境管理計画とは別に、事業の完成後、果たしてどういう状況になっているのかということを実際に把握することは必要ですし、むしろJICAさんなり日本政府にお願いしたいことは、JICAなり日本政府自体がモニタリング、そういう大気汚染の状況

を未来永劫把握していくということではできないわけですから、150キロの間のどこをモニタリング地点にするのか、あるいは大気汚染の濃度についてどういうふうに考えておくのか、あるいはだれがそれを行うのか、どういう頻度で行うのか、そういったことをきちんとネパール側との間で、工事完了までにそういうシステムをつくっておくということは大事なことです。それについては32キロだけやるというのは余りにも片手落ちだろうと思いますので、150キロを対象にしたそういうきちんした体制を技術協力を通じて整備してやるということを、管理計画とはちょっと違うかもしれませんが、ぜひお願いしたいと考えます。

佐井 ですから、それは実際私答える立場にないんですけども、私もやるべきやと思ってます。そのためには、先ほどから織田先生とか長谷川先生からもコメント出てますように、社会環境面での変化がどうか、社会経済的な面、こういう話というのはちゃんと事前に準備しておかないと、先生おっしゃったように、いわゆるベースラインデータとっておかないとできないわけです。だから、ある意味、タイムリーにそういうアクションを起こさんとあかんと思います。ですから、もしJICAさんの方でやる意思があって、予算のこととかあると思いますが、できるのであれば、やっぱりタイムリーに、少なくともこの第3工区が動き出す前にベースラインデータとっておくことが必要だと私は思います。特に社会環境面では非常に重要だと思います。時間もかかりますし。

長谷川委員 社会環境ということになりますと、例の移転計画、あるいは再定住計画ですが、これは非常に重要になってくると思うんですが、今回の環境管理計画、あるいはモニタリング計画との兼ね合わせというか、位置づけというか、あるいは別途またつくるのかとか、その辺はどんなふうな見通しをお考えですか。

佐井 当然別途ですね。ですから、いわゆる補償に関するアクティビティも別途やるべき話で、ですから、ここで触れるというのは、ちゃんと適正に補償しますとか、それだけです。あとは、いわゆる住民移転計画で量的に押さえて、それで属性を押さえて、どんな補償をしていくんだと。その過程で、きょうしばしばお話出てます、小作人なのかどうかとか、そういう細かい話はどんどんこれから詰まっていくなと思います。ですから、日本サイドとしては、適正にそういうプランをタイムリーにつくりなさいということは当然リクワイアメントとして出すことになると思いますね。

木藤 先ほどちょっといいかけましたけれども、全線にわたる環境管理計画の必要性ということについては、今我々、無償資金協力部が今回の第3工区ということでこの席上におります

けれども、全線ということになりますと、本体事業をやっている外務省さん、それからあと、過去にこの開発調査をやった社会開発部、そういったところとも相談をしながら検討していく必要があると思っております。

村山委員長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

今回の諮問の内容が第3工区ということになっていますので、今のご議論については、ある意味で諮問内容から広がっている部分があるわけですが、ただ、ここをもとにして出てきた議論ですので、今回のコメントには十分反映されてないような感じもしますが、委員の方々の間で必要だと思えば、それは付加的な意見という形で出していただいてもいいと思うんですね。その点も含めて最終案ではご検討いただくことになると思います。

それでは、あと36、37残っておりますので、これについて、もしコメントありましたらお願いしたいと思います。

小柳 36番、環境基準や排出基準を記載するようにということでしたので、これはネパール側の方にアップデート版に記載するように申し入れます。それから37番、JICAガイドライン、こちらの方も明記するように申し入れたいと思います。

33、34番は長谷川委員のコメントですね。2点踏まえて、こちらもアップデート版に記載するようにネパール側とよく協議したいと考えております。

あと35番の方も、プロジェクト終了後のモニタリングですか中もプロジェクト終了後モニタリングする項目は含まれております。例えばEIAレポートのテーブルの7.2とか、幾つかはありますけれども、あとは、モニタリングチームの活動についても期待どおりの活動が担保されるように、こちらも設立時期とか予算等を今後ネパール側と確認したいと考えております。

村山委員長 以上で、すべてのコメントに関して一とおり行いました。先ほど渡辺さんの方から、37番はどうしようかというお話がありましたが、長谷川委員、いかがでしょうか。

長谷川委員 特にいただいたネパール側のEIAレポートを改善してくれというんじゃなくて、今後のアップデートのときに、何か書きものにするのはこういう文章も入れたかどうかということなので、もし何なら消してもらっても結構ですし。

村山委員長 じゃ37は特に含めなくてもよろしいですか。

長谷川委員 はい。

村山委員長 そのほか、全体を通して何かありましたらお願いいたします。

それで、ちょっと時間が過ぎてしまいましたのでそろそろまとめたいのですが、最終的な答

申を出すに当たっては少し文言を修正していただく必要のあるところが多分あると思います。若干疑問形で表現されているところもありますし、それからあと、理由が相当長くて、何を求めておられるのかややわかりにくいところもありますので、できましたら簡潔に、こういう点を求めるというところを最初に出していただいて、加えて理由を少し表現していただくという形で整理していただくと最終答申もまとめやすいかと思っておりますので、ぜひそのような形でお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。もしないようでしたら、第2号議題についてはこのあたりで終わらせていただきます。

比嘉 ちょっとすみません。事務局の方から確認させていただきたいと思っております。これは今の段階でお伺いしているのかどうかなんですが、最初にちょっと戻らせていただいて、2番目のガイドラインとEIA報告書が大きなそごがあったかどうかについての結論が出ていればお聞かせいただきたいということと、それから、今、村山委員長からお話がありました訂正について、例えば1週間ぐらいでやっていただくのは可能でしょうか。ある程度スケジュールを立ててと思っておりますので。提出期限のようなものを決めていただいた方がよろしいかなと思っております。

長谷川委員 労をあれするためじゃありませんけれども、例えばJICA側のスタイルというか、一番提言しやすいスタイルというのがあると思うので、例えばJICAさんの方で提案していただいて、そこへこちらから赤を入れるみたいな方がすんなりいくなと。ただ、先ほど村山先生が何人かの委員の先生に詳しくというのがありましたけれども、あれ以外はJICAさんの方で手直しなされたようなものをいただくという気がするんですが。

比嘉 では、訂正をいただいた上で、全体的に文体をまた整えて、皆様にメールでお送りいたします。

村山委員長 じゃ追加修正のコメントを1週間ぐらいでよろしいですか。

比嘉 こちらの方は結構です。

村山委員長 じゃこの中で議論になったもの以外でも構いませんので、きょうの議論を受けて追加して修正していただくものがあれば、1週間以内でメールで送っていただくと。それを事務局の方でまとめていただくという形にさせていただきたいと思っております。

それで、先ほどの2番の田中委員のコメントですが、これはどうでしょうか。これまでの答申の中では特に是認するかどうかというのは実は表現としては入っていないんですね。ですので、ここまで言い切ってしまうというのも1つですが、あえて入れる必要もないということ

もあると思います。いかがでしょうか。特に今の時点でご意見ありませんでしょうか。

原嶋委員 個人的な意見としては、こういう形で包括的にまとめてしまうのは差し控えた方がいいという意見です。田中先生はこういうご意見だということは、それはそれでもう一つの拝聴すべき意見だと思いますけれども、いろいろな個別のリクエストとか、いろいろな問題点などの指摘がございますので、こういう形でくくってしまうのは、その部分だけひとり歩きするおそれもありますので、従来のスタイルの方がよろしいのではないかと私自身は思料します。

村山委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、きょうの段階でも幾つかご意見出てきましたので、そこも含めて考えますと、この意見についてはコメントという形でとどめて、最終答申の中ではあえて表現しないという形にしたいと思います。よろしいでしょうか。 それでは、そういう形で答申案については進めたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の第3議題、「その他」ですが、今後のスケジュールですね。

渡辺 スケジュールについてご説明させていただきます。

次の諮問案件ですけれども、インドの幹線貨物鉄道輸送力計画調査という開発調査のスコーピングの段階につきましての諮問を予定しております。この諮問につきまして、11月13日ですけれども、審査会そのものではありませんで、案件の説明会を開かせていただきたいと思っております。担当委員を資料のところに記載しておりますけれども、担当委員以外の方のご出席も歓迎いたします。

したがって、次回の審査会は、11月27日の3時から、本部、JICA兵庫、JICA九州での開催を予定しております。審査会のスタート時間ですが、3時からということでお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

村山委員長 今後のスケジュールで、審査会としては11月27日、よろしいでしょうか。

それでは、そのほか何かご意見等。

長谷川委員 細かいことで申しわけありませんが、私、ここへ来て戸惑ってしまったんですけれども、つまり、Aグループの委員の方、例えば原嶋先生など、たくさんコメントを出していただいている。そちら側へ座って、我々、こちらにいて、なんかチグハグな思いがして、大変原嶋先生には申しわけない感じがしたんですが、こういう形なんですか、従来。たまたま席がなくて後ろ？

村山委員長 当初、本当の最初の最初は実はもうちょっと大きな部屋で、すべての委員、東京に来ていただいてやりました。ただ、かなりいろいろな地域にいらっしゃる方がおられるので、こういったテレビ会議の形式をとるようになったと。そこからこういう形で席の配置が変わってきたということなんですね。できるだけ担当委員の方にはこちらの方に座っていただいた方がいいと思うんですが、ちょっと人数的なことでこういう形になってしまっているということですね。

木下 あと、次回のインドの案件、結構大きな案件ですので、ぜひ皆さん、関心をもっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

村山委員長 そのほかいかがでしょうか。

菊地委員 事務局に質問なんですけれども、例えば今のコメントがまとまった段階で、回答の方でも、予備調査に反映とか、基本設計調査に反映とか、あるいはネパールの方のアップデートの際のE I Aのアップデートに反映とか、いろいろ出ているんですけれども、そういうことは最終的にこのレポートというか、全体のコメントがまとまったときに、表なり、あるいはそれぞれの個別コメントの後ろに何かそういうところが入るとか、どういうところでそれはあらわれるのでしょうか。

渡辺 反映できるかどうかというのは、実際には基本設計調査が始まりました後に、先ほど無償資金協力部からご説明ありましたように、ネパール側と協議して、調査のTORを決めていくことになりますので、その段階にならないと、どの程度の作業ができるかがはっきりしないという状況にあります。したがって、今回の答申の結果をどのように扱ったかは、次回、基本設計調査の報告書の案ができたときに審査会にご報告をさせていただきますので、その際にどういうふうに扱ったかをご報告するというようなやり方を考えたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

村山委員長 多分、今のご質問の趣旨は、実際にそれが反映されたかということとともに、コメントに対する回答として記録が残るかどうかということだと思っただけですね。そのあたりはいかがですかね。きょうの審査会は正式に始まりましたので、議事録としてはすべて残ることになりますけれども、それ以外に何か、表の形で残していただけるかどうかということだと思っただけですね。

渡辺 用意しておりませんでしたので、検討させていただきたいと思います。

村山委員長 そういう形でよろしいでしょうか。

木下 今の質問について、いわゆる答申を受けてJICAが回答をどういうふうにするのかということですが、第1期の場合は明確に打ち出してはいなかったというのが実情だと思います。事務局の方で内部的に検討させていただいて、どのような対応をするかを別途また回答したいと思います。

村山委員長 そのほかいかがでしょうか。

もしないようでしたら、きょうの審査会、これで終了したいと思います。よろしいでしょうか。
どうもありがとうございました。

了